

令和7年度

市民税・府民税・森林環境税

特別徴収のしおり

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地



八幡市役所

市民生活部 税務課 市民税係

電話 075-983-1113 (直通)
075-983-2164 (直通)

市民税・府民税・森林環境税 納入書の取り扱いについて

京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 領収証書 ㊦

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
		① 10,000
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なる とき及び退職所得分等を 納入するときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してく ださい。		給与分 (一括徴収 分を含む) ② 10000 退職所得分 ② 5000 延滞料 督促手数料 合計額 ③ 15000
納期限	領収日付印	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		様

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 納入書 ㊦

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
指定番号		納入金額(1) 円
		① 10,000
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るとき及び退職所得分等を 納入するときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してく ださい。		給与分 (一括徴収 分を含む) ② 10000 退職所得分 ② 5000 延滞料 督促手数料 合計額 ③ 15000
納期限	領収日付印	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		様

上記のとおり納入します。

(金融機関又はゆうちょ銀行・郵便局保管)

京都府八幡市 市民税・府民税・森林環境税 収納済通知書 ㊦

市町村コード	口座番号	加入者名
262102	01030-1-960091	八幡市会計管理者
年 月 分 指定番号		納入金額(1) 円
④ 0706		① 10,000
納入すべき金額が右の納 入金額(1)の欄の金額と異な るとき及び退職所得分等を 納入するときは、納入金額 (1)の欄を横線で抹消し、納 入金額(2)の欄に記入してく ださい。		給与分 (一括徴収 分を含む) ② 10000 退職所得分 ② 5000 延滞料 督促手数料 合計額 ③ 15000
納期限	領収日付印	
(特別徴収義務者) 住所 又は 所在地 氏名 又は 名称		納

上記のとおり通知します。(受付店→京都銀行八幡中央支店(取りまとめ店)→八幡市)(八幡市保管)

金額欄に〒は記入しないでください。

- ①の金額に追加・変更がない場合は、②および③は記入しないでください。
- ①の金額に追加・変更がある場合は、①の金額を横線で抹消し、②および③を記入してください。その際は金額欄に「〒」記号は記入しないでください。
- ②にて退職所得分を納入される場合は、裏面の納入申告書もご記入ください。(別紙で申告書を提出される場合は不要です。)
- 白紙の用紙をお使いになられる場合は、④に納付対象年月をご記入ください。(例：令和7年度6月分の場合、0706)

この「しおり」に綴り込んである書類

★個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

★特別徴収のあらまし

★市民税・府民税・森林環境税のあらまし

★退職所得に係る税額の徴収について

★特別徴収の事務処理について

★各種書類について

★特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書…… 1 部

★記載例

★特別徴収に係る異動届出書（退職・転勤等）…… 2 部

★特別徴収（追加）依頼書…………… 1 部

★ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書…………… 1 部

個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

◆ eLTAX（エルタックス）をご利用ください

eLTAX（エルタックス）とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。

eLTAX（エルタックス）を利用すると、複数の地方公共団体への申告をまとめて一度に送信することができ、郵便や窓口に出向くことなく、オフィスや自宅などからインターネットを利用して簡単に手続きすることができます。

詳しくは eLTAX（エルタックス）のホームページ
(<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

◆ 給与支払報告書の eLTAX(エルタックス)または光ディスク等による提出の義務化について(令和3年1月1日から)

平成 30 年度税制改正により、国税において電子申告または光ディスク等による源泉徴収票の提出が義務付けられた特別徴収義務者(前々年の所得税の源泉徴収票の提出枚数が 100 枚以上である特別徴収義務者)は、個人住民税においても、令和 3 年 1 月 1 日以後に市区町村に提出する給与支払報告書については、eLTAX（エルタックス）または光ディスク等により提出することが義務付けられました。

特別徴収のあらまし

(1) 市民税・府民税・森林環境税の特別徴収とは

給与の支払者が、毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない市民税・府民税・森林環境税を6月から翌年5月まで12回にわたって、給与から差し引いて、個人にかわって納めていただく制度を、特別徴収といいます。

(2) 特別徴収義務者とは

特別徴収義務者の指定を受けた給与の支払者をいいます。

なお、任意に指定取消の申出や、指定拒否はできないことになっています。

(3) 特別徴収義務者の納入

① 納入期限

納入期限は、月割額を徴収した月の翌月の10日（10日が金融機関の休業日にあたる場合は、その翌営業日）になっています。

各月分の納入期限は、納入書の納期限欄に記載のとおりです。

② 納入方法

各納税者から徴収した月割額の合計額を、同封の「市民税・府民税・森林環境税納入書」で納入してください。

- 指定番号のほか、所在地（住所）及び名称（氏名）については、あらかじめ印字していますが、変更がある場合はお申出ください。なお、取扱金融機関は納入書裏面に記載しています。
- 用紙は14枚綴りで末尾の2枚（予備）を除き、それぞれ月別の表示がしてありますので、必ず当該月の用紙をご使用ください。なお、誤って記入された場合は、必ず予備の用紙に該当月を記入の上、ご使用ください。

<納期の特例について>

特別徴収税額の納入については、給与の支払を受ける人が常時10人未満である場合において「納期の特例に関する承認申請書」を提出することにより、特別徴収税額のうち6月から11月までの分を12月10日まで、12月から翌年5月までの分を翌年6月10日までの年2回に分けて納入することができます。

この申請書は、当市ホームページからダウンロードしていただくか、税務課市民税係に備えていますのでお申出ください。

③ 特別徴収の期限後納入

納入期限までに特別徴収した税額を納入されない場合は、納入期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、延滞金特例基準割合（注1）に年7.3%の割合を加算した割合（納入期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。）で計算した額の延滞金を本税に加算して納入していただくことになります。

（注1）延滞金特例基準割合

各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。ただし、延滞金特例基準割合が年7.3%の割合を超える場合は年7.3%の割合とする。

④ 納税者が退職等異動した場合

退職等によって給与の支払を受けなくなった納税者からは、異動理由の生じた翌月の分から、徴収、納入の義務はありません。

ただし、別添の異動届出書に必要事項を記載し、提出していただいて初めて徴収、納入の義務が消滅します。

なお、令和8年1月1日から4月30日までの間において、退職または給与の支払を受けなくなった場合は、必ず一括徴収してください。

この場合も必ず異動届出書を提出してください。

市民税・府民税・森林環境税のあらまし

市民税・府民税・森林環境税の税額は均等割と所得割の合計額で、均等割は定額、所得割は前年中の所得に応じて計算します。

森林環境税は令和6年度から創設された国税で、市民税・府民税の均等割と併せて課税されます。

◆均等割（均等の額によって課税される税額）

- 市 民 税 3,000円
- 府 民 税 1,600円（うち600円は京都府豊かな森を育てる府民税）
- 森林環境税 1,000円

◆所得割（所得に応じて課税される税額）

- 前年中の収入金額－必要経費（給与所得控除）＝合計所得金額
- 合計所得金額－所得控除額＝課税所得金額（1,000円未満切捨）
- 課税所得金額×市民税所得割税率－調整控除額＝市民税所得割額
- 課税所得金額×府民税所得割税率－調整控除額＝府民税所得割額

市民税・府民税ごとに下記の算式で求めた額の合計が年税額となります。

- 算出所得割額－配当控除額等＝所得割額（100円未満切捨）
- 所得割額＋均等割額＝年税額

◆所得控除

雑損、医療費、社会保険料、小規模企業共済等掛金の各控除は、所得税の控除と同額		
	支払金額	控除額
生命保険料控除	（新契約分）	12,000円以下のとき ……全額 12,000円超32,000円以下のとき ……支払全額の1/2 + 6,000円 32,000円超56,000円以下のとき ……支払全額の1/4 + 14,000円 56,000円超のとき ……28,000円 ※平成24年1月1日以降に契約した一般生命保険、個人年金保険、介護医療保険それぞれで計算し、合計します。
	（旧契約分）	15,000円以下のとき ……全額 15,000円超40,000円以下のとき ……支払全額の1/2 + 7,500円 40,000円超70,000円以下のとき ……支払全額の1/4 + 17,500円 70,000円超のとき ……35,000円 ※平成23年12月31日までに契約した一般生命保険、個人年金保険それぞれで計算し、合計します。
	新旧両方の支払がある場合は、旧契約のみで計算または28,000円を限度として新旧の控除額を合計して計算が有利な方となります。また生命保険料控除全体の限度額は70,000円です。	
	地震保険料	支払金額 控除額 50,000円以下のとき ……支払金額の1/2 50,000円超のとき ……25,000円
地震保険料控除	旧長期契約	支払金額 控除額 5,000円以下のとき ……全額 5,000円超15,000円以下のとき ……支払金額の1/2 + 2,500円 15,000円超のとき ……10,000円
	地震保険、旧長期の両方がある場合の限度額は25,000円	

寡 婦 控 除		2 6 万 円
ひとり親控除		3 0 万 円
障 害 者 ・ 勤労学生控除	(特別障害者の場合 (同居特別障害者の場合	2 6 万 円 3 0 万 円 5 3 万 円)
配 偶 者 控 除	納税義務者の合計所得金額	控除額
	900万円以下……………	一般配偶者 3 3 万 円
	老人配偶者(70歳以上)	3 8 万 円
	900万円超950万円以下……………	一般配偶者 2 2 万 円
	老人配偶者(70歳以上)	2 6 万 円
扶 養 控 除	950万円超1000万円以下……………	一般配偶者 1 1 万 円
	老人配偶者(70歳以上)	1 3 万 円
	一般扶養(16歳～18歳・23歳～69歳)	3 3 万 円
基 礎 控 除	特定扶養(19歳～22歳)	4 5 万 円
	老人扶養(70歳以上)	3 8 万 円
	同居老親等(70歳以上)	4 5 万 円
	納税義務者の合計所得金額	
基 礎 控 除	2,400万円以下……………	4 3 万 円
	2,400万円超 2,450万円以下……………	2 9 万 円
	2,450万円超 2,500万円以下……………	1 5 万 円
	2,500万円超……………	0 万 円

◆配偶者特別控除の早見表

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額 900万円以下	納税義務者の 合計所得金額 900万円超950万円以下	納税義務者の 合計所得金額 950万円超1000万円以下
	控除額	控除額	控除額
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

◆所得割税率表及び調整控除

税率	調整 控 除	課税所得金額	調整控除算出式
市民税		200万円以下	①②いずれか少ない額の5%
6%		200万円超	①－(②－200万円)の5% ※2,500円未満の場合は、2,500円
府民税		①人的控除の差の合計額 ②個人住民税の課税所得金額	

※合計所得金額が2,500万円超の場合は、適用なし。

◆配当控除

課税所得金額 種 類		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
		市民税	府民税	市民税	府民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証 券 投資信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	外貨建等証券 投 資 信 託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

◆住宅借入金等特別税額控除

①②いずれか少ない額
【平成21年から26年3月まで及び令和4年1月から7年12月までの入居者】 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の5を乗じて得た額(9.75万円を超えるときは9.75万円)
【平成26年4月から令和3年12月までの入居者で一定の要件に該当する方】 ①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額(13.65万円を超えるときは13.65万円)

◆配当割額控除額又は株式等譲渡所得割額控除額

区分	市民税	府民税
配 当 割 額 又 は 株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

◆寄附金税額控除

前年中に次に掲げる寄附金を支出し、合計額が2千円を超える場合には、その超える金額の府民税は4%、市民税は6%に相当する金額(総所得金額等の合計額の30%を上限) 1 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金 2 住所地の道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金 3 所得税法等に規定される寄附金控除の対象のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の道府県又は市町村の条例で定めるもの ただし1のうち、特例控除の対象となる寄附金が2千円を超える場合は、その超える金額に、右表の左欄の区分に応じて右欄の割合に multiplying 得た額の府民税は5分の2、市民税は5分の3に相当する金額をさらに加算した金額(所得割の20%に相当する金額を超えるときは、その20%に相当する金額)	課税総所得金額から人的控除差調整額を控除した金額	割合
	0円以上195万円以下	84.895%
	195万円を超え330万円以下	79.79%
	330万円を超え695万円以下	69.58%
	695万円を超え900万円以下	66.517%
	900万円を超え1,800万円以下	56.307%
	1,800万円を超え4,000万円以下	49.16%
	4,000万円超	44.055%
	0円未満	90%
	(課税山林所得金額及び課税退職金額を有しない場合)	
	0円未満	地方税法に定める割合
	(課税山林所得金額及び課税退職金額を有する場合)	

退職所得に係る税額の徴収について

① 徴収(地方税法第50条の2、第50条の6、第328条、第328条の4)

退職所得に係る市民税・府民税も、退職金支払の際徴収することとされていますが、詳細については全国同一課税方式のため所在市区町村にお問い合わせの上、退職金支払の際徴収してください。

② 退職所得控除の金額の計算(地方税法第50条の3、第328条の2)

所得税と同様に、次のように計算した金額を収入金額から控除します。

(1)

勤 続 年 数	算 式
20 年 以 下 の 場 合	勤続年数×40万円(80万円に満たない場合は80万円)
20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

(2)障害者になったことにより退職したと認められるときは、さらに100万円を加えます。

③ 納入

(1)納期

徴収した退職所得に係る税額は、徴収した翌月の10日(10日が金融機関の休業日にあたる場合はその翌営業日)までに納入してください。

(2)納入書

給与に係る納入書と同一のものを使用していただきます。
給与の納入額欄の下欄退職金欄に退職金から徴収した市民税・府民税の合計額を記入して、裏面退職所得の納入申告書の内訳をもれなく記入してください。

特別徴収の事務処理について

特別徴収の通知後に誤りがあったり、退職等による「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を受理したとき、またはその他の理由により特別徴収税額を変更する必要があると認めた場合には、「特別徴収税額の変更通知書」と納入書を送付いたします。

(1) 納税者が転勤または退職で異動した場合の手続き

翌月10日までに必ず異動届出書を提出してください。この届出が遅れますと、転勤または退職された納税者が一度に税額を納めなければなくなり、また特別徴収義務者についても、転勤・退職された納税者の翌月分以降が未納となり、事情が不明なまま督促状が発せられるなど、ご迷惑をおかけすることにもなりますので、期限までに必ず提出してくださいますよう、特にお願いたします。

なお、「異動届出書の記入の仕方」は記載例をご覧ください。

① 退職等の場合

特別徴収の方法によって納税している人が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から徴収できなくなった税額は、納税者から直接納めていただきます。この場合、給与の支払を受けなくなった月の翌月の10日までに、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を税務課市民税係まで提出してください。

退職者の一括徴収

① 一括徴収の範囲

特別徴収の方法によって徴収される納税者が退職等により、給与の支払を受けなくなった場合は、特別徴収税額のうち、月割額の残税額を給与または退職手当等からまとめて次のように徴収していただくことになっております。

退職の日が、6月1日から12月31日までの間(令和7年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和7年6月1日から12月31日まで)の場合

退職された方から申出がある場合は、残税額をまとめて徴収していただくことになっております。この制度は、退職された方の納税の便宜を考えて設けられたものです。退職に際しては、この制度の利用をお勧めいただきますようご協力をお願いします。

退職の日が、翌年の1月1日から4月30日までの間(令和7年度の市民税・府民税・森林環境税については、令和8年1月1日から4月30日まで)の場合

退職された方から申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与または退職手当等が5月31日(令和7年度の市民税・府民税・森林環境税については令和8年5月31日)までに支払われるときに限ります。

② 一括徴収の手続き

特別徴収義務者が「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成して提出してください。

③ 一括徴収された税額の納入方法

給与および退職手当等から徴収された残税額は、その徴収された月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る特別徴収税額と併せて「市民税・府民税・森林環境税特別徴収の納入書」により納めていただくことになります。このときの納入税額は、「給与分」の欄へ他の給与所得者の月割額と合計した金額を記入していただくことになっておりますのでご注意ください。

② 転勤の場合

転勤により勤務先が変わり、その新しい勤務先でも引き続いて特別徴収の方法によって徴収されることを納税者が希望された場合には、特別徴収を継続いたします。この場合、新たに支払をするようになった勤務先の名称等を記入した「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を、転勤のあった月の翌月の10日までに、税務課市民税係まで提出してください。

(2) 通知税額に不服がある場合

通知された税額に誤りがあったり不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内(地方税法第19条)に八幡市長に対して審査請求することができます。

(3) その他

別添の納税義務者用の通知書は、それぞれの納税者にお渡しください。不明な点や、疑問を生じたときは、下記へお問い合わせください。

八幡市役所 税務課 市民税係

電話 075-983-1113 (直通)

075-983-2164 (直通)

◆こんなときには、以下の書類の提出をお願いします

こ ん な と き	提 出 書 類
事業所の所在地・名称を変更したとき	特別徴収義務者所在地・名称変更届出書(税務課市民税係へ)
納税者が退職や転勤したとき	特別徴収に係る給与所得者異動届出書(税務課市民税係へ)
新たに特別徴収の納税者が生じたとき	特別徴収(追加)依頼書(税務課市民税係へ)
納入にゆうちょ銀行・郵便局を利用するとき	指定通知書(ゆうちょ銀行・郵便局へ提出)

*それぞれの書類の部数が足りない場合はコピーまたは、当市ホームページからダウンロードして使用していただくか、税務課市民税係へご請求ください。

特別徴収義務者 所在地・名称変更届出書

年 月 日 京都府八幡市長 宛	給与者 (特別徴収義務者)	所在地	〒		一		特別徴収義務者 指 定 番 号		
		名 称					担 当 者 連 絡 先	係	
		代表者の 職氏名印						氏名	
								電話	

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。

◎変更があった場合は、すみやかに提出してください。										変 更 年 月 日		年 月 日								
事 項	変 更 前										変 更 後									
法人番号又は 個人番号 フリガナ																				
所 在 地 (住 所)	〒 —										〒 —									
フリガナ																				
名 称																				
フリガナ																				
関 係 書 類 の 送 付 先	〒 —										〒 —									
電 話																				
変 更 理 由	1 所在地移転 2 名称変更 3 送付先変更(所在地と異なる場合) 4 合併【下欄を記入してください】 5 給与事務統合【下欄を記入してください】																			
合 併・統 合 後 の 指 定 番 号	1 指定番号を新規に取得する。 ※転職の異動届出書も提出してください。 2 合併・統合先の指定番号()を使用する。 ※転職の異動届出書も提出してください。 3 旧義務者の指定番号()を継続使用する。																			

○所在地・方書・名称には誤読をさけるために必ずフリガナを振ってください。

特別徴収に係る給与所得者異動届出書

令和7年度市・府民税特別徴収義務者への通知書の中に退職、休職、転勤等の理由によって給与の支払を受けなくなった納税者がある場合に、その受けなくなった日の属する翌月の10日までに八幡市役所税務課市民税係へ提出してください。

1. 市役所では、この異動届出書に基づいて、貴事業所の税額を訂正し、退職された方の未徴収分について、直接本人宛納税通知書を発送して納めていただきます。
2. この届出が遅れますと、市役所の事務処理が遅れるばかりでなく徴収台帳に貴事業所の滞納額として残り、督促状が発せられたり延滞金が課せられる場合がございます。
また、退職された方も、未徴収税額について、一度に多くの額を納めていただくことになりますから、理由の発生した都度提出してください。
3. 転勤先の事業所で、引き続き特別徴収する場合は、異動届出書の下段（転勤による特別徴収届出書）に新たに支払をする事になった勤務先の名称等を記入し、必ず理由の発生した都度すみやかに提出してください。

4. 退職、休職、死亡等のため、特別徴収のできなくなった納税者について、退職後の未徴収税額を納税者の了解を得て退職手当等により一括特別徴収にて納入くださるようにご協力をお願いいたします。

この場合、異動届出書の一括徴収欄にご記入の上、異動届出書を提出してください。

※退職後の住所や、新しい勤務先がわかりましたらなるべくくわしくご記入ください。

※死亡の場合、死亡者の相続人（納税義務承継者）の住所・氏名などがおわかりの場合には、余白にご記入ください。

(退職・一括徴収しない場合)

報告徴収 給与支払報告 給与所得者異動届出書

[illegible]

選択した番号に応じて下の
1〜3にも記載してください。

異動届出書の提出先

京 都 府 八 幡 市 役 所
市 民 生 活 部 税 務 課 市 民 税 係

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地
TEL(075)983-1113(直通)
(075)983-2164(直通)

報告徴収と支給特別給に係る給与所得者異動届出書

[illegible]

1～3にも記載してください。

報告徴収 支給特別給付に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
京都府八幡市長殿				指定番号		1234567			
給与支払者 （特別徴収義務者）				宛名番号		0001			
所在地 〒614-8501 八幡市八幡園内75番地				連納先 （特別徴収義務者の住所）		所属 人事課			
フリガナ サワグサヨウジ（カブシキガイシャ）				氏名		氏名 八幡 花子			
氏名 八幡 花子 個人番号又は法人番号 88888888888888888888				氏名 八幡 花子 個人番号又は法人番号 88888888888888888888		電話 075-983-1111 内線（1234）			
令和 8 年 2 月 6 日 提出				異動年月日		異動の事由			
フリガナ サワグサヨウジ				異動年月日		異動の事由			
氏名 八幡 次郎				異動年月日		異動の事由			
生年月日 昭和 45 年 1 月 3 日				異動年月日		異動の事由			
個人番号 11111111111111111111				異動年月日		異動の事由			
給付番号				異動年月日		異動の事由			
令和 8 年 1 月 1 日現在 八幡市八幡大谷85番地				異動年月日		異動の事由			
住所 〒120,000				異動年月日		異動の事由			
特別徴収税額（年税額）				異動年月日		異動の事由			
徴収税額 6 月から 11 月まで				異動年月日		異動の事由			
未徴収税額（ア）～（イ）				異動年月日		異動の事由			
7 月 1 日 1 日				異動年月日		異動の事由			
120,000				異動年月日		異動の事由			
50,000				異動年月日		異動の事由			
70,000				異動年月日		異動の事由			
1. 特別徴収継続の場合									
指定番号 7654321				法人番号 99999999999999999999				新しい勤務先へ、月割額 10,000 円を 11 月分（※11月納入期限日）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地 枚方市大垣内町1丁目1番地				経理課 泉 安子				納入者の番号 1 必要 2 不要	
フリガナ サワグサヨウジ（カブシキガイシャ）				担当者氏名 泉 安子				納入者の番号 1 必要 2 不要	
氏名 八幡 花子				電話番号 072-841-1111 内線（1234）				納入者の番号 1 必要 2 不要	
2. 一括徴収の場合									
1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため				徴収予定日		徴収予定額（上記（ア）と同額）		先の一括徴収した税額は	
2. 異動が令和 8 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出があったため				月 日		円		月/年（※11月納入期限日）で徴収します。	
3. 普通徴収の場合									
1. 異動が令和 8 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため				世帯コード		個人コード		備考	
2. 令和 8 年 5 月 31 日まで支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため				年 度		月 額		延 保 理 日	
3. 死亡による退職であるため				年 度		月 額		延 保 理 日	

下の1と3にも記載してください。

3月一日から四月三十日までの間

御注意
3月1日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています
記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。
2.転勤、再就職等により異動先の転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、下段「転勤等による特別徴収届出書」の事柄
1.「転勤等」の欄には、特別徴収の住所を記入し、転勤先を記入してください。

御注意
3月1日(火)から四月三十日(土)までの間に返願した者に未徴収額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

報告徴収
支払支与
特別給付

																年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度						
京都府八幡市長殿 令和 年 月 日 提出								給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 フリガナ		〒 - 										指定番号						
																						宛名番号						
								氏名又は名称		個人番号又は法人番号		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載										連絡先担当者	所 属					
																							氏 名					
																							電 話		内線()			
給与所得者	フリガナ				旧姓				(ア) 特別徴収税額 (年税額)			(イ) 徴収済額			(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)			異 動 年 月 日		異 動 の 事 由			異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏 名																											
	生年月日		S・H 年 月 日																									
	個人番号																											
	受給者番号																											
	1月1日現在の住所		八幡市																									
	異動後の住所																											
						円			円			円					右から番号を記入			1. 退勤 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支給少額 6. 合併の 7. その他 (事由・理由)			右から番号を記入			1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を	
新 し い 徴 収 義 務 者 先	指 定 番 号	新 規	法 人 番 号													月分（翌月10日納入期限分）から
	所 在 地	〒		担 当 者	所 属											徴収し、納入するよう連絡済みです。
	フリガナ			氏 名											受 給 者 番 号	
	氏名又は名称			連 絡 先	電 話	内線 ()										納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)

2.一括徴収の場合				先の一括徴収した税額は	
理 由	1. 異動が令和 右から番号を記入 2. 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	徴収予定額（上記(ウ)と同額）	月分(翌月10日納入期限分) で徴収します。
			月 日	円	

3.普通徴収の場合		※市記入欄		世帯コード		個人コード		備 考	
理 由	右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		年 度		月割・一括		期・随 処理日	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため							
		3. 死亡による退職であるため							

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に交付してください。
3一月一日から四月三十日の間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、記入が必要ありません。

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に交付してください。
3一月一日から四月三十日の間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、記入が必要ありません。

報告徴収
支払支与
特別給付

[illegible]

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を		
新 し い 徴 収 義 務 者 先	指 定 番 号	新 規	法 人 番 号													月分（翌月10日納入期限分）から	
	所 在 地	〒		担 当 者	所 属											徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ			氏 名													
	氏名又は名称			連 絡 先	電 話	内線（ ）										受 給 者 番 号	
															納 入 書 の 要 否 （新規の場合のみ記載）	☐ 右から 番号を 記 入	1. 必要 2. 不要

2.一括徴収の場合				先の一括徴収した税額は	
理 由	1. 異動が令和 右から番号を記入 2. 異動が令和	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定日	徴収予定額（上記(ウ)と同額）	月分(翌月10日納入期限分) で徴収します。
			月 日	円	

3.普通徴収の場合		※市記入欄		世帯コード		個人コード		備 考	
理 由	右から番号 を記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		年 度		月割・一括		期・随 処理日	
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため							
		3. 死亡による退職であるため							

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に交付してください。
3一月一日から四月三十日の間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、記入が必要ありません。

1「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。
2転勤・再就職等により異動後の勤務先で引続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等）による特別徴収届出書の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に交付してください。
3一月一日から四月三十日の間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。
※印の欄は、記入がありません。

特別徴収（追加）依頼書

就職等により、年度の途中で特別徴収納税者が新たに発生した場合、
この特別徴収（追加）依頼書に必要事項をご記入の上、税務課市民税
係まで提出してください。

特別徴収（追加）依頼書

年 日 月 京都府 八幡市長宛	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒 -										指定 番号		
		フリガナ											連 絡 者	係	
		名称												氏名	
		代表者の 職氏名印												電話	
		法人番号又は 個人番号													

◆次の納税者について _____ 月分から特別徴収を希望します。

住 所 _____

フリガナ
氏 名 _____ 生年月日 S・H _____ 年 _____ 月 _____ 日

受給者番号 _____

普通徴収税額 _____ 円 うち納付済額 _____ 円(第 _____ 期分まで)

◎近畿2府4県以外の
ゆうちょ銀行・郵便局
に初めて払い込まれ
るときは必ずこの通
知書を当該ゆうちょ
銀行・郵便局へ提出
してください。

◎取扱金融機関以外で
の払込みにつきまし
ては手数料がかかります。

き
り
と
り

指 定 通 知 書

貴局を地方税法 第321条の5第4項の規定に基づいて本市の市民税
・府民税・森林環境税特別徴収税額取扱局に指定しましたので
通知します。

1. 認可または承認番号	貯 業 2 第 3 5 4 号
1. 口 座 番 号	01030-1-960091
1. 加 入 者 の 名 称	八 幡 市 会 計 管 理 者
1. 取 り ま と め 局	大阪貯金事務センター

年 月 日

ゆうちょ銀行 店長

様

京都府八幡市長
(公印省略)

郵便局長

市民税・府民税・森林環境税カレンダー

令和7年度

(令和7年7月～令和8年6月)

令和7年7月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年8月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年9月 日 月 火 水 木 金 土 ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年10月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令和7年11月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和7年12月 日 月 火 水 木 金 土 ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和8年1月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和8年2月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
令和8年3月 日 月 火 水 木 金 土 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和8年4月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和8年5月 日 月 火 水 木 金 土 ・ ・ ・ ・ ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 ・ ・ ・ ・ ・ ・	令和8年6月 日 月 火 水 木 金 土 ・ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

 の日が特別徴収納期限です。

納期限までに納税しましょう。